

土壤汚染対策法案に対する附帯決議

平成十四年四月五日

衆議院環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 土壤汚染が人の健康や生態系へ及ぼす影響を考慮し、土壤汚染の未然防止措置についても早急に検討を進める」と。

二 土壤汚染に対する住民の不安を解消するため、住民から土壤汚染の調査について申し出があつた場合には、適切

に対応することにつき都道府県等と連携を図ること。

三 土壤汚染対策の実効性を確保するため、土壤汚染に関する情報の整備に積極的に取組むことにつき都道府県等と連携を図ること。

四 操業中の工場等から汚染又は汚染のある土壤が搬出されることにより土壤汚染が拡散しないよう、各事業者の取組みを促すことにつき都道府県等と連携を図ること。また、汚染された土壤の処分については、廃棄物処理法の取扱いについて早急に検討を進めること。

五 指定区域台帳に関し必要な事項を環境省令で定めるに当たっては、土壤汚染の状況、汚染の除去等の措置の実施状況等について記載する等、情報の透明性に十分配慮すること。

六 土壤汚染対策において、情報の公開とリスクコミュニケーションの重要性に鑑み、指定区域、土壤汚染調査及び

汚染の除去等の措置の結果等を公開することにつき都道府県等と連携を図ること。

七 指定調査機関が行う土壤汚染状況調査の方法を環境省令で定めるに当たつては、土壤汚染状況調査の信頼性が担保される基準となるよう配慮するとともに、適正に調査が行われるよう指定調査機関を指導・監督すること。

八 中小企業等が行う汚染の除去等の措置に対し、適切な配慮をすること。

九 本法における政省令については、国民に十分理解される内容となるよう努めるとともに、周辺地域を含めた安全の確保を図るよう、技術的基準に係る省令については、技術の進展に即した最新の科学的知見を踏まえた土壤汚染対策が実施されるよう柔軟に見直していくこと。

十 土壤浄化に際して、有害化学物質や重金属類の大気中への放散を防ぎ、作業員や周辺住民の健康不安が生ずることがないよう、充分な措置を講ずること。

十一 条例等による土壤汚染対策に係る取組みを妨げるのないよう、国と都道府県等は、密接な連携の下に、本制度の円滑な実施に努めること。

十二 土壤汚染状況調査及び汚染の除去等の措置を適正かつ円滑に実施するためには、調査及び汚染の除去等の措置が簡易で低コストであることが求められる」とから、そのための新技術開発の促進を図ること。

十三 土壤汚染による生活環境や生態系への影響、油類等の汚染実態の把握などについて早急に科学的知見の集積に努める」と。

十四 本法の規定に関しては、本制度の運用による社会的影響を見極めた上で、施行後十年以内であっても適宜、見直しを行い、制度の改善を図ること。

土壤汚染対策法案に対する附帯決議

平成十四年五月二十一日
参議院環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一、土壤汚染による生活環境や生態系への影響、油類等の特定有害物質以外の他の物質による土壤汚染の実態把握などについて早急な科学的知見の集積に努めるとともに、土壤汚染の未然防止措置について早急に検討を進めること。

二、土壤汚染に対する住民の不安を解消するため、住民から土壤汚染の調査について申し出があつた場合には、適切な対応が行われるよう、都道府県等との連携を十分に図ること。

三、操業中の工場・事業場、廃棄物の最終処分場跡地等及びその周辺の土地においても、汚染の可能性が高く、汚染があるとすれば人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものについては、土壤汚染の調査が適宜行われるよう、都道府県等との連携を十分に図ること。

四、操業中の工場等から汚染又は汚染のある土壤を搬出・移動することにより汚染が拡散しないよう、各事業者を指導することについて都道府県等との連携を十分に図ること。

また、汚染された土壤の適正な処分の在り方について、廃棄物処理法の見直しを含め、早急に検討を進めるここと。

五、指定区域台帳に関し必要な事項を環境省令で定めるに当たっては、周辺住民が安心できるよう、土壤汚染の状況、汚染の除去等の措置の実施状況等について、情報の透明性確保に十分配慮するとともに、都道府県等との連携の下、リスクコミュニケーションを積極的に推進すること。

六、汚染の除去等の措置の実施に際して、作業員や周辺住民の健康不安が生ずることのないよう、有害化学物質や重金属類の大気中への拡散を防ぐことに万全の措置を講ずること。

七、土壤汚染状況調査及び汚染の除去等の措置については、これが適正かつ円滑に実施されるよう、その手法が簡易で低コストなものとするための技術開発の促進を図ること。

八、農薬による土壤汚染の実態解明を進めるとともに、残留性有機汚染物質に指定されている農薬等について必要な措置を講ずること。

九、土壤に含まれている有害化学物質や重金属類の大気中への放散に対して、早急に知見を収集し客観的な基準の設定について検討を進めること。

十、本法の規定に関しては、その施行状況を踏まえ、施行後十年以内であっても適宜適切に見直しを行い、制度の改善を図ること。

右決議する。